

令和6年2月
スタート

【フラット35】子育てプラス について

機構は、こどもが健やかに成長できる環境づくりを応援するため、【フラット35】の金利引下げメニューにこどもの人数等に応じて金利を引き下げる【フラット35】子育てプラスを新設しました。

機構は、全国の子育て世帯をはじめとした幅広い世代の方の、安心して快適な住生活の実現に今後とも貢献してまいります。

● 金利引下げメニュー

P = 5年間年▲0.25%

金利引下げのパターン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
若年夫婦世帯またはこども1人の場合 P	当初5年間	年▲0.25%
こども2人の場合 P P	当初5年間	年▲0.50%
こども3人の場合 P P P	当初5年間	年▲0.75%
こどもN人の場合 P × N

*こどもの人数等に応じてポイントが加算されていく仕組みです。

申込みご本人が自ら居住する住宅、セカンドハウスとして居住する住宅または申込みご本人の親族が居住^{}する住宅を建設・購入する場合は対象です。

※申込みご本人のご親族が居住する場合は、融資対象住宅に入居する方がこどもを有する場合または若年夫婦に該当し、かつ、連帯債務者となる場合のみご利用いただけます。

*【フラット35】子育てプラスは、借換融資にはご利用いただけません。

*上記の表では【フラット35】子育てプラスのみのポイントの適用があった場合の金利引下げ期間および金利引下げ幅を記載しています。他の金利引下げメニューと併用される場合の金利引下げ期間および金利引下げ幅については、7ページをご覧ください。

● ご利用条件

対象となる世帯	ご利用条件
子育て世帯	借入申込時にこども（実子、養子、継子および孫をいい、胎児を含みます。ただし、孫の場合はお客さまとの同居が必要です。また、別居しているこどもの場合は、お客さまが親権を有していることが必要です）を有しており、当該こどもの年齢が借入申込年度の4月1日において18歳未満である世帯であること。
若年夫婦世帯	借入申込時に夫婦（法律婚、同性パートナーおよび事実婚の関係をいいます。なお、婚約状態の方は対象外です）であり、夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日において40歳未満である世帯であること。

*借入申込後から資金実行までの間に、上記の条件を満たした場合も対象となります。

制度内容は動画でも視聴できます

【フラット35】子育てプラスについてわかりやすく説明した動画を機構公式YouTubeチャンネルに掲載しています。是非ご視聴ください。

<動画>



子育て世帯の皆さん!

【子育て世帯】

こどもが1人の場合

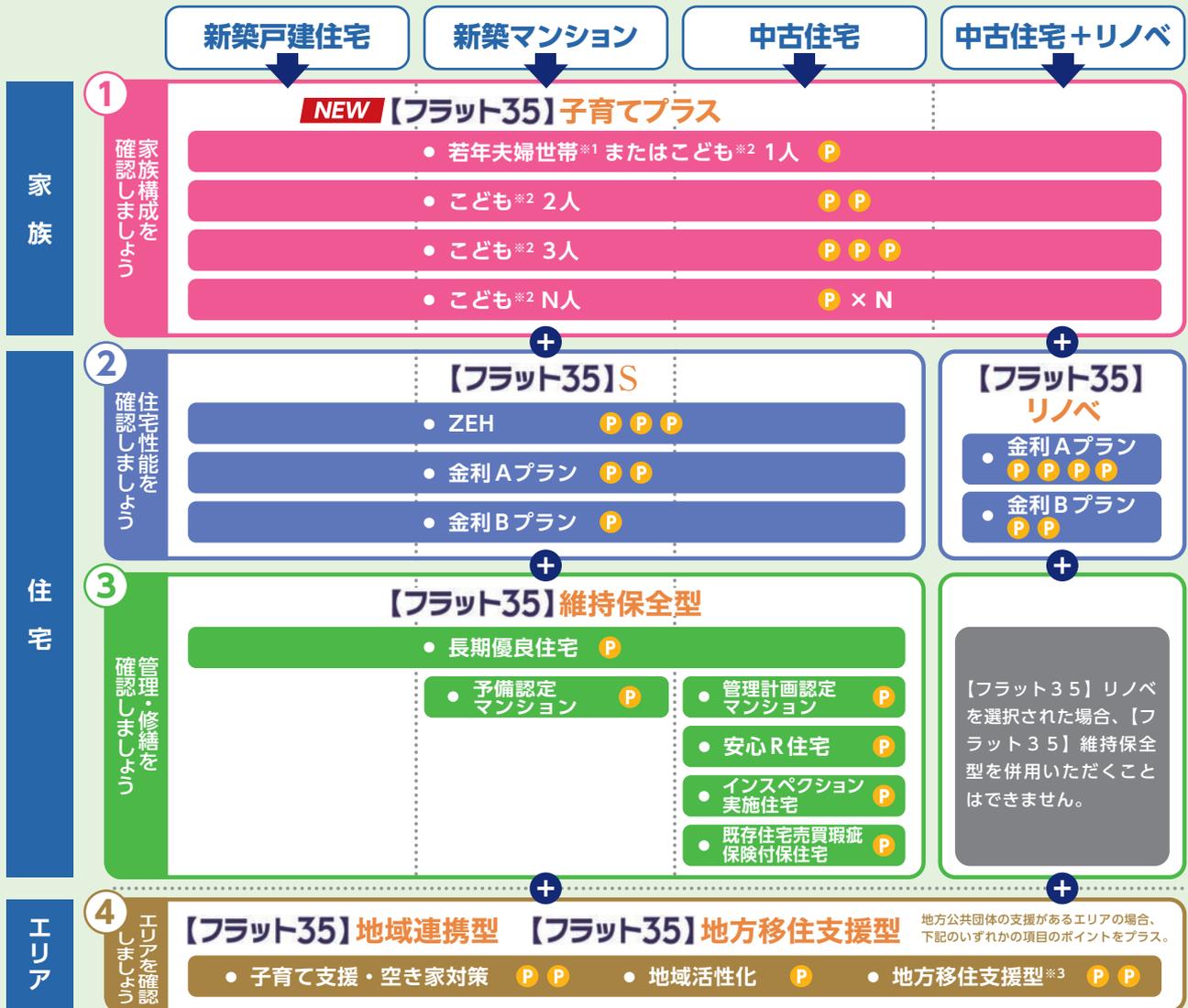
借入後当初5年間

年0.25%

金利引下げ!

●【フラット35】金利引下げメニュー一覧

(家族構成と建て方に合わせた組合せで金利を引下げ!)



※1 借入申込時に夫婦（法律婚、同性パートナーおよび事実婚の関係をいいます。なお、婚約状態の方は対象外です）であり、夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日において40歳未満である世帯をいいます。

※2 借入申込年度の4月1日において18歳未満である子（実子、養子、継子および孫をいい、胎児を含みます。ただし、孫の場合はお客さまとの同居が必要です。また、別居している子どもの場合は、お客さまが親権を有していることが必要です）をいいます。

※3 地方移住支援型のみを利用する場合は、上記によらず当初5年間▲0.6%となります。

積算ポイントに応じて金利を引下げ!

